平成２２年（フ）第２０号
徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓60番地２
債務者　森　　暁美
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０号
徳島県阿波市阿波町安政177番地２
債務者　重友　秀子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１号
徳島市仲之町４丁目12番地―25号
債務者　大久保敏男
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９号
徳島市大谷町大開63番地の１―107号
債務者　関口　幸男
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３号
徳島県吉野川市鴨島町知恵島83番地４
債務者　早見　康高
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６号
徳島市津田西町２丁目３番20―402号
債務者　藤澤　　正
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９号
徳島県板野郡藍住町富吉字豊吉７番地２
債務者　森本　智博
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６号
徳島市佐古七番町７番17―203号
債務者　吉本真由美
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０２号
高知県土佐清水市幸町１番８号
債務者　武田　　司
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第５号
高知県四万十市中村本町４丁目25番地　細木石根方、住民票上の住所高知県四万十市中村東町２丁目５番19号
債務者　ＳＫコーポレーションこと　木村　孝治
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第９号
高知県四万十市中村四万十町20番地５　コーポ四万十１号館401号、住民票上の住所高知県四万十市中村一条通３丁目２番１号
債務者　岡本　和井
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１１号
高知県幡多郡黒潮町田野浦1603番地
債務者　谷口　公明
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１３号
高知県幡多郡大月町大字古満目85番地
債務者　平田　育男
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１４号
高知県幡多郡大月町大字古満目85番地
債務者　平田美智子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１２０号
千葉県野田市桐ケ作1193番地９
債務者　佐藤　教子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１４９号
千葉県野田市古布内1350番地13
債務者　高見澤利明
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１６９号
千葉県松戸市新松戸３丁目391番地の２ジュネパレス新松戸第44―202号
債務者　高橋　聖生
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部